八尾市時報
発行所 八尾市役所
編集兼発行人 富田 八郎
印刷所 秀文社
毎月2回（5日20日）発行
発行部数 23000
定価 一部五円

病院、衛生、水道など

年末のサービス月間

行事日程決る

日頃みなさんから衛生・水道・土木等市の各行政面に対し「市民の声」「地区の声」を通じて、いろいろご要望や貴重なご忠告をいただいております。過日の所属長、出張所長会議において、広く市民のみなさんのご要望にこたえるため、十二月を歳末特別サービス月間として、次のような行事日程を積極的に展開することにいたしました。

希望もあらたに、さわやかな気分でお正月を迎えていただくため、各方面なりみなさんの迎春準備に万全を期すべく、職員一同公僕精神を発揮し、みなさんのご期待にそうべく張切つています。

病院

〃先ず健康〃これこそ人生最大の幸福です。病院は病気にかかつてからきていただくよりも、かかさぬ平素の健康診断によつて、病気を未然に防いでいただくところです。張ち切れるような元気でお正月を迎えていただくためにも、ご遠慮なく健康診断健康相談にお出で下さい。

健康相談

八日（木）、十五日（木）の両日午後二時より四時まで

❶無料健康相談及び無料検便
内科副医長担当

❷無料乳幼児健康相談
小児科医長担当

❸無料歯科口腔健康相談
歯科医担当

❹肢体不自由者無料相談
整形外科副医長担当

（二十二日も実施）

食事相談

五日より十日まで、午後一時から待合所において栄養士が担当し、患者の特別食についてご相談します。

趣味の会

結核病棟入院患者をサークルとした「文芸趣味の会」の発足

今年のゴミ・チリを一掃

衛生

環境衛生整備

○一日より二十日まで中心部各地区巡回作業として溝さらえ、覆土除去運搬を実施

○二十日より三十一日まで周辺部各地区巡回作業として溝さらえ、覆土除去運搬を実施。

○十日より二十五日まで推進（モデル）地区作業

○二十六日より三十一日まで各地区汚物処理。

失業対策事業

○山本地区、下水マンホールの汚物処理（一日―七日）

○久宝寺地区、下水汚物処理（八日―十二日、十四、十五日）

○植松、安中地区、下水汚物処理、道路清掃（十六、十七、十九日及び二十一日―二十三日、二十八日）

○旧八尾地区、道路清掃（十三日、二十日、二十九日）

○八尾駅前、下水、溝清掃（三十日）

しらみ駆除

各学校を巡回し児童一万三千四百名の頭髪しらみ駆除を行います

第一回 実施小学校名
十二月五日 八尾、用和
同 六日 久宝寺、安中
同 七日 龍華、竹渕、大正
同 八日 山本、西郡、北高安
同 九日 曙川、南高安、中高安

予防接種

「あと幾日でお正月が来るの」かわいいお子達のあどけない願いをかけた楽しいお正月を、元気でお迎え下さるために、市ではジフテリアの予防接種を十一月二十一日より行つています。

今年は恐ろしいジフテリアが流行する年です。該当者のお宅へは衛生課から通知書をさし上げていますが、通知書がなくてもご希望の方は最寄りの接種場所へお出で下さい。もしお子達が発熱されたりして気分の悪い時は、その日は受けずに最終回だけ衛生課で接種をお受け下さい。

日程は別項の通りです。

漏水、破損はこの際に

水道

次の日程により午前八時から午後六時まであなたの地区を水道特別サービス班が巡回します。ご家庭の水道についての一切の修理や改善につき、ご遠慮なくお申出下さい。

なお水道蛇口からの漏水修理は、簡単にできますので、修理用パツキング（無料）を各出張所で相当数保管していますからご利用下さい。

巡回日程
十五日（木）八尾、西郷、東郷
十六日（金）三津、佐堂、穴太
十七日（土）久宝寺、顕証寺、大信寺
十八日（日）萱振住宅、新家
十九日（月）安中、渋川、太子堂 植松一部
二十日（火）植松一部、八尾座、木戸、庄ノ内
二十一日（水）中野、小阪合、山本、福万寺、上之島
二十二日（木）山本、曙川、恩智
二十三日（金）木ノ本、大正住宅 沼、太田
二十四日（土）竹渕、跡部、亀井

現在全市の給水戸数は一一、九七六戸の多数に上つていますので当日の作業量等により一部変更することもあります。なお雨天の場合は順延させていただきます。

公民館で 光平展

十二月三日から六日までの四日間、公民館で伴林光平展が開催されます。

歌聖として有名な、又書画にも巧みであり、熱情の志士であつた。翁の数々の遺墨が、郷土に伝えられています。

それらを収蔵しておられる名家篤志家の協賛と、市史編纂委員、公民館との協力が結実して今回の開催となつたもので、市民の来観をお待ちしています。

なお四日午後には研究家島田兵三氏の翁に関する講演があつた。

ジフテリア 予防注射

十二日から二回目

寒い冬と共に子供さん方には恐ろしい伝染病であるジフテリアの流行期がやつて来ました。衛生課ではジフテリアの第一回予防注射を去月二十一日から行つておりますが、引続いて第二回、第三回の注射を次の日程により実施しますから該当者は洩れなく受けて下さい。

◎時間＝午後一時半から四時まで

◎注射料金
初回免疫（三回）六十円（今まで一回も受けなかつた人）
追加免疫（一回）二十円（以前に受けた人）

◎ご注意＝初回免疫の人は三回受けなければ効果がありませんから忘れず最後までお受け下さい。

今度受ける人
一、昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの出生者
一、昭和二十四年四月一日から昭和二十五年三月三十一日までの出生者

ジフテリア予防接種日程表

第二回	第三回	場所
十二月十二日（月曜日）	一月九日（月曜日）	大正小学校 龍華中学校
十二月十三日（火〃）	一月十日（火〃）	竹渕小学校 大正中学校
十二月十四日（水〃）	一月十一日（水〃）	安中小学校 八尾公民館
十二月十五日（木〃）	一月十二日（木〃）	久宝寺中学校 用和小学校
十二月十六日（金〃）	一月十三日（金〃）	北高安小学校 山本公民館
十二月十九日（月〃）	一月十六日（月〃）	中高安小学校 南高安小学校
十二月二十日（火〃）	一月十七日（火〃）	清友学園 曙川小学校
十二月二十一日（水〃）	一月十八日（水〃）	西郡診療所 山本小学校
十二月二十二日（木〃）	一月十九日（木〃）	八尾小学校

市長の陣頭指揮で

市税完納運動を展開

地方財政の逼迫は日を追うて益々深刻化し、政府の責任においてこれが再建整備措置の急速なる実現について予てから運動を続けてきたのでありますが、これと併行して地方自治体に於ても冗費節約、滞納整理による財政の健全化は当然の責務として要請され、当市に於ても前年度よりの諸税の滞納繰越があり、これが市政推進の大きな障害となつているのであります。年々膨脹する市のなすべき事業何としてもやらねばならぬ仕事は山積しており、これには莫大な経費を要しその財源の主体は日頃市民の皆さんが苦しい中から納めて頂く市税であり、市税の滞納があればそれだけ市の財政は苦しくなり、円滑なる市政推進に困難を感ずるわけでいわばこの市税が市政運営の原動力となつているのであります。

当市の財政も次第に苦境に陥りながらも現在までどうにか乗切つてまいりましたが、年末をひかえていかにすべきか苦慮して、この苦難を乗りこえ、市民の皆さんの福祉増進を期するには何といつてもまず皆さまのご協力による市税の完納以外に方法はないのであります。この点、市民の一人一人のみなさんに、十二分に御承知願いたいと思います。

そこで市では今月を市税完納月間とし、市長も陣頭にたつて納税に対する市民の皆さんのご理解あるご協力を求めています。どうか明るく住みいい八尾市とするためにこの際一層のご協力いただくようお願いいたします。

市民税、固定資産税の最終納期限は十二月二十六日（月）です

伸びゆく市政に遅れぬ納税

八尾市告示第九一号

八尾市危険物取扱主任者の資格試験を左記によりこれを実施する。

昭和三十年十一月十日

八尾市長 脇田幾松

記

一、試験実施日時 昭和三十年十二月十日 午前九時
二、実施場所 八尾市消防署
三、試験科目 八尾市危険物取扱主任者試験規則第三条による全科目

第七回

赤ちゃんコンクール

最優良 由紀夫ちゃん（幼児） 節子ちゃん（乳児）

昭和三十年度の健康優良乳幼児並びに母と子の歯のコンクールの結果、十一月十五日林由紀夫ちゃん他十一名の方が表彰を受けられた。今回受彰された乳幼児は満二才までの方で、本年九月行つた乳幼児一齊健康診査を受けられた千四百五十七名の中から選ばれた方です。

なお乳幼児一齊健康診査は毎年行つているもので、この一齊健康診査を受けられなかつた方は受彰の資格がありませんから、該当者は毎年行われる乳幼児一齊健康診査を必ずお受け下さるよう希望しています。今回の受彰者は次の通りです。

一、優良乳幼児

最優良
林 由紀夫 一年九カ月 安中二区一
大樋 節子 九カ月 亀井十区一

優良
喜田 典也 八カ月 久宝寺新町
西尾 義照 九カ月 久宝寺西町
西野 嘉昌 一年 安中七区五
畑中美智子 二年 山畑

準優良
山本 憲一 十一カ月 竹渕十二区一
松井 康隆 一年八カ月 久宝寺東町
日吉 照子 十カ月 木ノ本東南
柏本 吉章 四カ月 中田
黒川 陽子 七カ月 中野
大西 良子 九カ月 久宝寺東町

三、よい歯の母と子の優良者

母の名	子の名	住所
角谷敏子	神泰	久宝寺
黒岡ひさ	値佳子	恩智
仲谷千代子	和子	穴太南
堀 国子	幸男	萱振住宅
辻井 静枝	修二	竹渕

写真は最優良の由紀夫ちゃん（右）と節子ちゃん（左）

人事異動

命秘書課秘書係長 主事 行定金次郎
命秘書課人事係長 主事 平尾 達夫
命秘書課給与係長 主事 鷲尾 霊煥
命総務課文書係長 主事 松尾 孝
命広報課広報係長兼務 主事 三上 幸寿
命広報課統計係長 主事 粕谷 悦二
命会計課会計係長 主事 岡田 楢一

命秘書課勤務 主事補 池田 義彦
同 吉村 芳夫
事務員 高橋 慶子
交換手 浜田チエノ
使丁 向井 源次

命総務課勤務 主事補 西川 正和
同 秦 現祥

命広報課勤務 主事補 堀内 蕙
同 高田 耕午
事務員 秋山 佳子

命会計課用度係長 主事 生野万太郎
任主事 命戸籍課戸籍係長心得 主事補 松本 栄蔵
命経済課農地係長 主事 柴田 保
命税務課市民税係長 主事 塚本 三次
命徴税課徴収係長 主事 花田 市良
命衛生課保健予防係長 主事 植田 一郎
任主事 命衛生課国民健康保険係長心得 主事補 松村 徹三
命土木課庶務係長 技師 倉本 清城
命土木課建築係長 技師 西田 亀次
命水道課庶務係長 主事 梶谷 悟郎
命福祉事務所庶務係長 主事 市川 肇
任主事 命福祉事務所福祉係長心得 主事補 石井 清顕

命税務課勤務 主事補 三島 徹也
事務員 乾 亮
同 水田 茂
同 児玉 道子
同 南野 三郎

命徴税課勤務 主事 杉本 郁
主事補 染井 正一
同 山野登代子
事務員 田山 文子

命会計課勤務 主事 朝井 三郎
主事補 畑中 広恵
事務員 山口 知子

命土木課勤務 事務員 坪田 隆志

命衛生課勤務 主事補 脇本 鉱隆
同 岩本 武三
事務員 竹田 源一

命経済課農産指導係長 技師 筒井 喜一

命経済課勤務 主事補 西岡 健士
同 吉田新太郎
同 金田常三郎
同 有谷 いち
同 竹内 恭子

命農業会館長 技師 山本 新蔵

命福祉事務所勤務 主事補 西岡 延夫
同 菖蒲 茂
同 大川 実堂
事務員 北川美智子
同 北川 保夫

命市立病院勤務 主事補 長崎 信子
交換手 小川シズ子

命龍華出張所勤務 主事補 南野 秀秋
事務員 星野 房子

命久宝寺出張所勤務 技師補 山口久太郎
事務員 増田 勇

任主事 命福祉事務所社会係長心得 主事補 仲谷 大司
命商工会館庶務係長 主事 津村 孝次
任主事 命商工会館商工相談係長心得 主事補 岩上 栄治
任主事 命市立病院庶務係長心得 主事補 加藤 文雄
任主事 命市立病院会計係長心得 主事補 松村福三郎
命市立病院調度係長 主事 大北 芳治
命南高安診療所勤務 嘱託 森田庄治郎
命秘書課勤務 主事 上野山義勝
命総務課勤務 主事 竹中 信子
命総務課勤務 主事 朝井 三郎
（以上十一月五日付）

命西郡出張所勤務 事務員 岡田 訓俊
命山本出張所勤務 主事補 荒木美實男
命竹渕出張所勤務 事務員 平本賓代子
命南高安出張所勤務 使丁 竹田浅太郎
命高安出張所勤務 主事 竹中 信子
命市会事務局へ出向 主事補 堅田 治
事務員 鶴田 彰
命教委事務局へ出向 主事補 日比野秀雄
使丁 竹田ヨシエ
命南高安診療所勤務 看護婦見習 西田 幸子
依願免職 看護婦 高木寿々子（九月二十三日付）
命外科副医長 技師 久保田欽士（十月一日付）
命復職 下津 有子（十月二十四日付）
依願解職 嘱託 山田 謙三
依願免職 技師 河合 山治（十月三十一日付）
命技術員 命水道課勤務 平木 徹
命看護婦 命市立病院勤務 梅 元子
命技師 命市立病院勤務 中田 森男
命技師補 命市立病院勤務 堀井 妙子（以上十一月一日付）
命復職 吉本 智（十一月十一日付）
社会福祉に関する事務を嘱託する 命福祉事務所勤務 稲本 孝司
税務に関する事務を嘱託する 命税務課勤務 藤田 隆春（十一月十五日付）

タバコ買うなら市内の店で　ちよつとした心ずかいで市に協力

千五百万円が灰
今一度火元に注意
防火はみんなの手で

さきごろの新潟市の大火はまだ記憶に新しいところですが、今年も火災シーズンになりました。八尾市においても、本年十月までに既に十八件の出火がありました。これからは特に火の使用も多く火災発生の危険も多くなりますので消防署では火災を絶滅するため種々の行事を強力に行ないます。どうか市民の皆様も特に次の点によく注意の上、各ご家庭の火の元を点検し、「燃えない工夫焼かない注意」をせられ、防火にご協力下さるようお願いします。

一、煙突は破損していないか、よく調べて定期的に（月二回）掃除しよう。煙突は屋根裏、野地板、天井等に触れている部分は「メガネ石」か「セメント」で完全に覆いましょう。

二、かまどの構造をよく調べて危くないようにしよう。煙道が破損していないか調べ焚き口はいつも整頓しよう。

三、石油こんろは不燃性の台上に置き、附近に引火し易いものをおかないようにしよう。

四、電線がトユやトタン屋根に触れていないか、安全器には正規のヒューズが使用されているか調べよう。電熱器、電気こたつ等の器具は検定品の安全なものを使うようにしよう。

五、取灰は火の使用後二十四時間以上不燃性容器に入れ、風で飛散するのを防ごう。

六、火消つぼの足の高さは三糎以上あるものが安全です。又フタをよくして安全な場所におくようにしよう。

七、こたつの構造をよく調べて危くないようにしよう。こたつの火入は底に一糎以上の足のあるものを使うようにしよう。

八、たばこの吸がら入には、水を入れて完全に消すようにしよう。屋外では必ず足でふみ消すよう心がけよう。

九、その他火を使う器具や場所をよく調べて安全な状態で使うようにしよう。

防火図画入選決る

消防署及び火災予防協会共催により、防火思想の普及をはかるため市内高中小学校生徒児童より防火図画を募集し、応募作品が六八二点の多数にのぼりました。これらの作品を教育委員会事務局、火災予防協会、消防署の審査員により審査の結果、次の通り入選者を決定しましたのでお知らせします。

入選者氏名

一等・大正中　吉識　弘
二等　成法中　山田　康子
　　　南高安中　後藤　裕年
三等　八尾高　田中　勇実
　　　安中小　金本　篤典
　　　久宝寺小　井口きくえ
佳作　大正中　西田厚子、吉識弘
　　　八尾小　清水玲子
　　　龍華小　吉村忠俊、円地久枝、村治美恵子
　　　安中小　太城力良、水真志郎
　　　山本小　田辺公子、井上恵二
　　　曙川中　北村哲、浜田恵子、木田一男、早川種昭
　　　中高安小　大川みつ子
　　　成法中　市村友義、上野たか子、中野孝、竹内重幸
　　　用和小　辻陽子、筒井輝代、植田義典、奥沢よし子
　　　南高安中　山脇富美子
　　　南高安小　山野裕、北本和広、山口文雄、北田淑子、寺川菊枝、磯山明子、池田玲子
　　　高安中　福島順子
　　　八尾中　大谷治子

税率と徴収方法変る　(2)
改正された地方税

去る九月市会で可決された市税条例一部改正については前号に解説記事を掲載しました。

即ち市税を現金で納付できないときは、市長が定める有価証券（小切手　手形等　ただし最近に取立が確実と認めたものに限る）をもつて市税を納めることが出来るようになりました。

また市民税の特別徴収についての改正点は前号でお知らせしましたから今号は市民税所得割、法人の市民税、固定資産税などについて変つた点を解説してみます。

市民税所得割　の税率改正は所得税法の改正でその税率が七月一日より引下げられましたので本市のように所得税額を基礎（課税標準）として課税しているところは、来年度から市民税の収入が相当減少し、市政が円滑に運営できなくなることが予想されます。

そこで今迄の所得割課税率（百分の十三）を（百分の十五）に引上げても、まだ若干市民税の収入が減少しますので大部分の納税者には負担軽減になるわけです。

それで来年からは均等割額（五百円、内百円は府民税）と所得割額として前年度所得税額の百分の二十（内百分の五は府民税）とが住民税となるわけです。

次に市民税免除の範囲が二十九年度までは年間所得三万五千円まででしたが本年度は三万八千八百円まで、本年度からは四万円までに引上げられました。

法人の市民税　は、法人税割と同様に均等割も申告納付となり、法人税割の課税率は来年度から（百分の七・五）が（百分の八・一）に改正されました。但し本年七月一日から九月三十日までの間に事業年度が終る法人は法人税額の百分の七・九が法人税割額になります。この課税率引上げも、法人税が今迄よりそれぞれ相当引下げられたため、今迄の課税率では法人市民税の収入が著しく減少しますので最低財源を獲保するためやむを得ず個人の市民税同様税法上の標準課税率まで引上げねばならなくなつたわけです。なおもし今迄のままの課税率で課税しそのため著しく市の財政が窮乏し、市政の運営ができなくなつても、国庫から市へ入る補助金・交付金等は税法で認められた標準税率で徴収しているものとみられて査定され、最少限度しか交付されませんので地方自治体としてはやむを得ない措置であることをご了解願いたいと思います。

固定資産税　税率は評価額の千分の十四で　そのままです。ただ固定　資産の評価は　本年度までは　毎年評価　していましたが、明年度から、土地・家屋は三年目毎に評価し、その間は多少物価に変動があつても、評価額を据置くことになりました。つまり三十一年度が基準年度で、この評価額が第二年度、第三年度の評価額としてそのまま課税の標準となるわけです。但し家屋の新築・改築・損壊・滅失等の場合は、その都度評価します。又基準年度の評価額に不服がある場合は、従来通り定められた期間内に、審査の請求ができますが、第二年度、第三年度に入つてからは特別な事情のない限り審査請求ができません。但し課税台帳の縦覧は今迄通り毎年実施します。

償却資産　は、毎年評価しますが免税点が来年度からは本年度までの五万円が十万円に引上げられ、評価額十万円未満の償却資産には課税されなくなりました。

又来年度からは煙草消費税の税率が小売価格の百十五分の十から百分の九に、約三厘程引上げられましたので、若干市の収入も増えるわけですからタバコはぜひ市内の店でお買求め下さい。

守れ人権、侵すな自由
互いに尊重し合い
困つた時は委員に

十二月十日は「人権デー」です府ではこれを記念して四日から十日までを「人権週間」としていろいろな行事を行います。

私達はこれを機会に、人間として生れながらにして持つている権利について考え、お互が人権を侵すことがないようにしましょう。

さて人権とはどういうことをいうのでしょうか。人権にはいろいろの内容が含まれていますが要約しますと、社会において幸福な生活を営むのに必要な人間としての権利ということができましょう。

しかしわが国においては人権尊重の考え方が国民の間にまだ十分に行き亘つているとはいえません。永い間のいわゆる封建的因習が根ざし、個人の人権を顧みないような気風がのこつています。従つて私達はこのようなろう習を打破し、私達の人権を自分自身で擁護しなければならないのです。

国民の人権意識を高め、人権が侵された場合これを排除する行政機関として人権擁護局が設けられました。しかし人権擁護の仕事はこのような官庁の機構だけでは十分な効果が期待できないところから人権擁護委員の制度が設けられたのです。この人権擁護委員は全国の各市町村から選ばれた民間の有識者であつて、その委員が住んでいる地域社会の住民の人権を守る仕事を担当する人です。

当市では毎月第三水曜日を人権擁護相談日と定めて人権に関する色々の問題について相談していますが、毎月の定例相談日以外の日でも各委員は自宅でご相談に応じて下さいます。ご相談になられる方は次の委員宅へおいで下さい。

委員長　武田　京三
　久宝寺二六三三番地
委員　池田　智
　八尾一二三番地（観智坊）
委員　上田　由松
　植松一三七〇番地
委員　森山歳太郎
　恩智三〇七番地
委員　貴島　正男
　楽音寺五二〇番地

なお十二月は定例相談日を取り止めて各委員さんが、自宅でご相談下さることになりましたのでお知らせします。

教育費を増加せよ
教員交流で均一水準へ

（地区の声）

（問）高安中学の運動場拡張をお願いしていたがどうなつたか。（万願寺地区）

（答）学校用地として移管するのが先決問題のため、只今その仕事をすすめていますので近く解決する予定です。（教育委員会）

（問）高安幼稚園も昨年出来たのだから、なくさないようにお願いする。（万願寺）

（答）実質的に幼児の保育に欠かんをきたさないように計画をしています。（教育委員会）

（問）旧三野郷村の分園になつていた幼稚園は現在部落で経営しているが、今後は無理だと思うので来年度には市立にしてほしい。（上之島）

（答）中出では十分了解しておりますので、出来得る限り善処いたす考えでいます。（教育委員会）

（問）小中学校の生徒が学校の登下校に田畠や池、川に石やガラスの破片などを投入するので、ぜひ注意してほしい。（福万寺）

（答）早速学校に連絡の上要望にそうよう努力いたします。（教育委員会）

（問）教育予算が少ない。特に需用費の増額をしてほしい。（万願寺）（高安地区）

（答）需用費については増額しましたし、今後も増額出来得るよう努力します。（教育委員会）

（問）高安地区より八尾中に越境入学している者が多数あり、理由は上級学校へ入学者に多く、程度が高いためだと思うので、早急には出来ないが、教員の交流により八尾中の水準まで上げてほしい。（高安地区）

（答）市内の各学校に学校差はありませんが、内容の充実に努め要望にお応えしたいと思います。（教育委員会）

（問）高安小学校は一番古い建物であるから改築してほしい。（高安地区）

（答）市全体の計画から検討中で現在では早急には出来かねます。（教育委員会）

（問）市立高校を建設してほしい（高安地区）

（答）教育委員会でも考えていますが、財政的な問題があり当分は実現出来ません。（教育委員会）

あの道も　この學校も　市税から

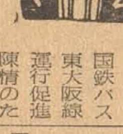

議会の動き

十月十六日　国鉄バス東大阪線運行促進陳情のため田中副議長、山野交通委員長古藤助役上京。

同　十七日　厚生協議会
1、養鶏場問題　2、病院敷地買収の件　3、授産場の件

同　十八日　中河内地方振興委員会、谷口議長、中谷建設委員長出席。行政視察のため半田、水俣両市市議来庁。行政視察のため高橋農林委員長他委員一行静岡、沼津両市へ出張

同　十九日　都市問題会議（第一日）近鉄八尾駅前拡張について（於近鉄本社）

同　二十日　都市問題会議（第二日）

同　二十五日　財政総務文教合同委員会＝新設中学校建設用地買収の件。

行政視察のため谷口議長及び衣田消防委員外委員一行船橋、市川両市へ出張。

同　二十六日　行政視察のため和田厚生委員長外委員一行高知、徳島、各市へ出張。

同　二十八日　全国競輪主催地議長会近畿部会臨時実行委員会
1、次期総会開催について
2　競輪問題についてその後の報告

同　三十一日　臨時市会

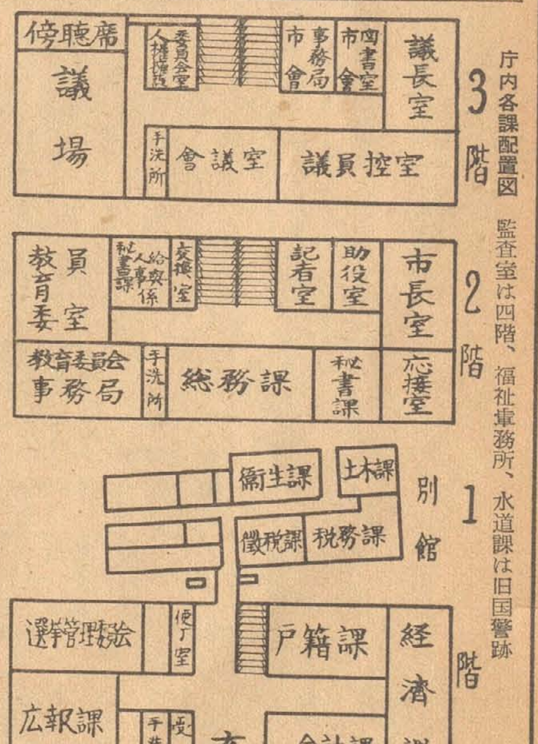

庁内各課配置図　監査室は四階、福祉事務所、水道課は旧国警跡

押売行商人にご注意

近頃市内各所（特に大正、龍華方面）のご家庭へ八尾市立養老院の者だといつわつて、物品（たわし、石けん等の日用品）を押売行商している人達（六十才位の老婆等）があるようですが、養老院とは全然関係のない人達です。

もしあなたのご家庭へお伺いしてご迷惑をかけるようでしたら市立養老院（電話八尾二七二番）へご連絡下さい。

学校保健会へ寄付

八尾薬業会では、毎年三月に行われる健康優良児の表彰資金として、本市学校保健会へ金二万六百八十八円也を寄付された。同薬業会ではかねてより学校保健、健康教育に多大の関心を寄せ、その振興に絶大の協力を示されています。今回の資金は過日行われた市の定期大掃除の際の撒布薬の売上げ利益金をもつてこれに充てられたものです。

養老院へ慰問品

市立養老院の老人達へ左の方々から次のような慰問品をご寄贈下さいました。ご芳志に対し心より一同感謝しております。

一、柿百三十個　八尾市植松　長崎千恵子
一、ジュース糖五十袋　八尾市安中四〇五　島野寅次郎
一、古雑誌四十冊　志紀村弓削七〇一　岩井正司
一、薬品箱　福祉事務所勤務　堀川信雄

十二月分の米の配給

十二月分の家庭用米の配給は次の通り十五日分です。

第一回　内地米　四日
〃　指定外米　二日
〃　外米　二日
第二回　内地米　三日
〃　指定外米　一日
〃　外米　二日
第三回　内米　一日

指定外米及び外米の柄別配給品目は次の通り予定されています
（イ）指定外米はイタリー米
（ロ）外米は南部米

なお希望配給日数は内地米三日となつています。

市税はぜひ年内に窓口へ

あなたのおうちに市税の滞納はありませんか

→あなたの滞納はそれだけ市の計画している教育施設や道路工事をおくらせます。

◎市税の完納こそ八尾市発展の原動力です。

◎ぜひ年内に市税を完納して明るいお正月をお迎え下さい。

◎おそかれ、はやかれ、いずれはお納めねばならない大切な市税です。

◎市税完納は督促をうけぬ先に！

◎お隣りご近所誘い合せて一日も早く最寄りの出張所か徴税員へお納め下さい。

家計簿に完納しるす　よい家庭